

編集発行人 税理士 細見 秀 樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 中間申告書を提出し忘れた場合

Q. 中間申告書の提出をし忘れました。どのような取扱いになりますか？

A. 予定申告書の提出があったものとみなされます。

会社は、事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に税務署長に対して中間申告書を提出しなければなりません。

中間申告には次の2つの方法があり、①を原則としますが、②によることも認められています。

① 前事業年度の法人税額を基礎として中間申告書を提出する方法(予定申告書といいます)。ただし、納付すべき法人税額が10万円以下の場合は、中間申告書の提出は不要です。

② 仮決算をして中間申告書を提出する方法この方法は、事業年度開始の日から6ヶ月間を1事業年度とみなして仮決算を行い、その期間の所得金額及び法人税額を計算して中間申告書を提出するものですが、この場合は、①と違い、納付すべき税額が10万円以下であっても中間申告書を提出しなければなりません。

なお、中間申告書を提出しなければならない会社が①又は②の中間申告書を提出しなかった場合は、提出期限に①の予定申告書の提出があったものとみなされることとなっていますので、お尋ねの場合は、予定申告書が提出されたものとして取り扱われます。

中間申告書の提出を忘れていても、送付された予定申告書の納付税額の納付が完了していれば、予定申告書の提出があったものとみなされ不申告加算税等のペナルティはありませんが、予定納付額の納付が完了していなければ、予定申告書の提出があったものとみなされ、不納付加算税のペナルティが課せられます。

## 消費税

### ★ 令和元年10月からの消費税(中小事業者の特例)

Q. 10月から消費税の軽減税率が導入されましたが、税額計算に中小企業の特例があるのか。どのようになっているのですか？

A. 消費税の軽減税率が導入されましたが、中小企業については、税率の異なるごとに区

分することが困難なこともあり、次の特例が認められています。

①小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税売上げ(税込み)に、その事業に係る課税仕入れ(税込み)に占める軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出して、売上税額を計算することができます。

②軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)に通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算することができます。

③①、②の割合の計算が困難な場合

①、②の割合の計算が困難な中小企業で、主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067\\_11.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_11.pdf)

## 所得法

### ★ 所得税の現金主義

Q. 今年、パン屋を始めた個人事業者です。記帳する場合は発生主義や実現主義によらないといけないようですが、もっと簡単な方法はありませんか？

A. 現金主義が認められる場合があります。

現金主義とは、所得計算に関係する収入及び費用を現金の入金及び出金で捉えるというもので、次の小規模事業者に特例的に認められている制度です。

[小規模事業者]

小規模事業者とは、次の要件を満たす者をいいます。

- ① その年の前々年分の不動産所得の金額と事業所得の金額の合計額が300万円以下(事業専従者の必要経費の特例を適用する前の金額)である者
- ② すでに①の適用を受けたことがあり、その後この特例を受けないこととなった者で、再びこの規定の適用を受けることに付き税務署長の承認を受けたもの

この規定の適用を受けようとする場合は、その年3月15日(その年の1月16日以後に業務を開始した場合には、その開始した日から2月以内)までに、この規定の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

そして、この規定の適用を取りやめる場合は、そのやめようとする年の3月15日までに取りやめの届出書を所轄税務署長宛に提出しなければなりません。

### ★ 慰安旅行費用

Q. 今期は、かなり利益が見込めるので、社員旅行を海外に行こうかと思っています。こ

の費用は、どのように取り扱われますか？

A. 会社が、その従業員のレクリエーションのために、社会通念上一般に行われていると認められる慰安旅行費用を負担した場合、その旅行に参加したこれら従業員が受ける経済的利益については、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員の参加割合、会社及び参加従業員の負担額や負担の割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなっていますが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として、福利厚生費として取り扱うことが認められています。

① その旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外ならそこにおける滞在日数によります)以内のものであること

② その旅行に参加する従業員の数が全従業員(工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員)の50%以上であること

③ その旅行により受ける従業員の経済的利益があまりに多額(国税庁のHPでは10万円の例示が載せてあります)でないこと

したがって、慰安旅行の費用がこれら3つの要件のいずれも満たしていれば、全額損金の額に算入することが認められます。

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/2603.htm>

## ★ 慰安旅行不参加者に支給する金銭の取扱い

Q. 慰安旅行に参加しない社員に一定の金銭を支給しようと思っていますが、どのような取扱いになりますか？

A. 会社が、役員又は使用人のレクリエーションのため、社会通念上一般的に行われていると認められる旅行、会食、演芸会又は運動会などの費用を負担した場合は、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、給与として課税しなくてよいこととされています。

ただし、役員や特定の社員だけを対象としてこれらの行事の費用を負担するという場合は、それらの者に対する給与として課税されます。

また、不参加者に対して金銭を支給する場合には、不参加の理由によって次のように取り扱われることとなっています。

① 会社都合の場合

不参加が会社の業務などによるものである場合には、その不参加者に支給する金銭は給与として課税の対象とされます。

② 自己都合の場合

自己都合で参加しなかった者に金銭を支給する場合は、不参加者だけでなく、参加者全員について、給与課税がされることとなります。

役員又は使用人のレクリエーションのための費用であって、その旅行に参加する従業員の数全従業員(工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員)の50%以上であることが要件であるにもかかわらず、自己都合の不参加者にレクリエーション費用を支給することが、本来の趣旨から逸脱することになります。

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/2603.htm>